

平成 2 9 年 第 1 回 教育 委員会 定例会 議事録

平成 2 9 年 1 月 1 2 日

東久留米市教育委員会

平成29年第1回教育委員会定例会

平成29年1月12日午後2時30分開会
教育センター5階 会議室

- 議題 (1) 議案第1号 「今後の東久留米市立図書館の運営方針」について
(2) 議案第2号 「今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)」に係るパブリック・コメントに対する見解について
(3) 諸報告
①東久留米市立図書館協議会の「今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)」への意見に対する見解について
②請願の受理について
③平成29年「成人の日のつどい」について(報告)
④その他
-

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 明 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 43人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午後2時30分)

○直原教育長 これより平成29年第1回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○直原教育長 本日の議事録の署名は細川教育委員にお願いします。

○細川教育委員 はい。

◎会議の進め方

○直原教育長 本日の会議の進め方について説明をお願いします。

○小島教育総務課長 議案第1号及び第2号と諸報告①②は関連するため一括で取り扱い、採決は個々で行いと思います。よろしくお願いします。

○直原教育長 委員の皆様にお諮りします。本日の議案第1号及び議案第2号と、諸報告の①及び②はいずれも図書館にかかわることであるため、一括で審議または報告し、採決は個々に行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○直原教育長 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 はい。

○直原教育長 お入りいただきます。しばらく休憩します。

(休憩 午後2時01分)

(傍聴者 入室)

(再開 午後2時03分)

○直原教育長 休憩を閉じて再開します。傍聴の方にお話しさせていただきます。お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。なお、傍聴していただくに当たりまして、お手元に傍聴人規則をお配りしていますが、議事に批評を加えたり、拍手などの可否を表す行為は慎んでいただきますよう、お願いします。お守りいただけない場合はご退席いただくこともありますのでご了承願います。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◎諸報告①②

○直原教育長 議事に入ります。「議案第1号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針』について」「議案第2号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)』に係るパブリック・コメントに対する見解について」及び報告事項の①と②については関連がありますので、まとめて教育部長及び図書館長から説明をお願いします。教育部長、お願いします。

○師岡教育部長 「議案第1号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針』について」、上記

の議案を提出する。平成29年1月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、市の図書館行政の運営に関する本方針を定めるに当たり、教育委員会で決定する必要があるため。

「議案第2号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）』に係るパブリック・コメントに対する見解について」、上記の議案を提出する。平成29年1月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」に係るパブリック・コメントに対する市教育委員会の見解を示す必要があるため。詳細については、報告事項の「①東久留米市立図書館協議会の『今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）』への意見に対する見解について」並びに「②請願の受理について」とあわせて図書館長から説明します。

○岡野図書館長 「議案第1号、第2号及び諸報告①②」について説明します。

「今後の東久留米市立図書館の運営方針」については、平成28年10月27日、平成28年第8回教育委員会臨時会において方針（案）を報告し、11月1日から20日及び12月1日から15日の期間パブリック・コメントを実施し、合わせて379通のご意見をいただきました。また、11月4日には図書館協議会において方針（案）について議論していただき、11月29日には図書館協議会の意見を収受し、12月1日の平成28年第12回教育委員会定例会で報告しました。

教育委員会は、12月26日、平成28年第9回教育委員会臨時会において、「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての協議を行いました。方針（案）に対する図書館協議会の意見、パブリック・コメントによって広くいただいた市民の意見の内容について検討を行いました。さまざまな角度から議論を行い、10月27日の方針（案）に対して異論もありましたが、多数の委員の賛同がありましたので若干の補足修正を加え、本方針（案）を提案します。

10月27日に報告したパブリック・コメントに付した「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」から、内容の補足や修正を行った変更点を説明します。お手元の本日お配りしている方針（案）と修正箇所一覧の資料を併せてご覧ください。まず、方針（案）の目的が明確でないというご意見がありましたので、今後目指すべき図書館像として掲げる六つの図書館像に対して、具体的な目当てや活動内容を補足しました。本日の議案の方針（案）の4ページから5ページに当たる部分です。「（1）市民の課題解決に役立つ図書館」から始まる六つの図書館像に対して補足しています。これは「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」で示している内容です。（1）～（6）にそれぞれ何項目かず挙げています。

続いて、選書・除籍については、一貫した公共性や公平性を担保すべきであるというご意見に代表される選書・除籍についての市の責任をより明確にしました。8ページをご覧ください。指定管理者導入の場合の選書・除籍の記述の修正を行ったこと、また、10ページの指定管理者導入の準備期間の記述の（2）を新たに付け加えました。「市は、市が策定した資料収集方針に基づき指定管理者が提案する資料収集計画を承認する。指定管理者の選定時には、資料収集についての提案を求め、そのノウハウを選定の基準のひとつとする。」

12ページ、指定管理者の短所の対応の記述ですが、その中で「（2）について（選書・除籍）」というところの「②選書・除籍の実務は指定管理者が行うが、資料購入の決定及び

除籍の最終確認は市が行う。市は、これらを通じて、必要な収集方針の改訂や収集計画の承認を行う職員の能力を維持育成する。」この項目を新たに加入しました。このような記述により市が資料購入の決定と除籍の最終確認を行うことを明記しました。

次に、そのほか市の責任を果たすための市の組織や人材育成について、9ページの「(7) 指定管理者に対して業務要求水準書により目指す図書館像を明確に示すことによって」と修正をしました。10ページの「導入の準備期間」の記述の中の(3) (4) (5)について修正と補足を行いました。(3)については「検討組織を設けて検証し」というところに「市教育委員会事務局に」を加入しました。(4)については「中央図書館と地区館を一体的に運営する指定管理者の導入を目指し」というところを明記し、「その連携を強化するとともに、図書館行政と図書館事業の運営体制を整理する。」を加入しています。

(5)については、もともとありました「市正規職員や図書館専門員の担っている業務の精査・整理を計画的に行う。」に加え、「あわせて市教育委員会事務局の組織について検討し、職員育成方針を明確にする。」と補足を行いました。

続いて、パブリック・コメントの概要と見解について説明します。横長の議案についている資料をご覧ください。教育委員会では多くの市民の皆さんのご意見をお聞きし、55の項目に分類したご意見の概要に対し、12月26日の教育委員会での多数の委員の見解に基づき、新たな運営方針に沿って教育委員会の考え方をまとめました。

パブリック・コメントの多くのご意見として「1 【案の再検討】市民の声を聞き、案自体を再検討（もしくは撤回）すべきである」や「2 【現行体制の維持】中央図書館は市の直営とし、市民とともに作りあげてきたという経緯を踏まえた上で、地域に根差した図書館（市民の知的財産）として現行体制でのさらなる発展を望む」といった多くのご意見についての見解です。

本方針案については、市が策定した「東久留米市財政健全経営計画・実行プラン」において、図書館の「教育・文化の拠点としての役割を明確にし、効率的で持続可能な管理運営方法を確立する」との考え方にに基づき、「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」を踏まえ、教育委員会として、本市図書館及び他団体の図書館の訪問を行うなどして研究検討を重ねてきました。本年度末をもって、市の正規司書職員が全て退職となる中で、現行体制を維持し続けるのは困難な状況にあり、今後も目指す図書館像を実現し、地域を支える図書館であり続けるために民間事業者を活用した図書館事業を行うこととしました。こちらが大きな考え方の部分です。

続いて、ご意見の概要の8番～20番の指定管理者の期間が区切られる点や民間事業者であること自体に対する懸念については、「指定管理者を導入するための準備期間の中で、新しい図書館像を具体化し、指定管理者に実施してもらう事業の内容を明確にして業務要求水準書を作成すること」、これは8番の内容になります。また「経営能力と専門性のある幹部人材をはじめ、図書館事業を担う人材を、指定管理者が確保・育成し配置すること」、これは10番の内容になります。「中央図書館と三つの地区館を同一の事業者が一体的に運営するようにし、市は、図書館設置者、図書館行政の責任者として、これまでと同様にモニタリングし、必要に応じて指導する」、これは15番に示している内容になります。市の責任を今後も果たしていくとしています。

ご意見の概要の19番及び21番～24番の選書・除籍の公共性やその実際の方法・人材

に対する懸念については「選書と除籍の実務は指定管理者が行うことになりますが、資料購入の決定及び除籍の最終確認は市が行い、選書と除籍の評価について、学識経験者や市民代表を含む外部委員会を設置して定期的な評価を行うこと」とします。こちらについては19番あるいは21番、22番の内容になります。

ご意見の概要の27番～33番、市の責任と市の人材育成についてのご意見に対しては「指定管理者の館長は、図書館の運営やサービス提供の現場の責任者として指揮することになり、他方、教育委員会事務局に置く管理担当者は、市の直営業務（地域資料・行政資料・障害者サービス）を担うとともに、指定管理者に対するモニタリングと指導を行い、このことを通じて図書館の現場を把握し、図書館に関わる施策の立案などの図書館行政を担当すること」としています。番号で言うと27番の考え方になります。

ご意見の概要の34番～37番及び45番～48番の方針（案）の記述の不十分さや教育委員会の手続に対するご意見については、45番を見ていただければと思います。教育委員会は「従来の図書館運営の総括については、第二次図書館のあり方検討委員会報告でなされ、図書館協議会での協議の報告を受け、他地区の図書館を見学し、お話も伺いその上で検討し、協議を重ねて方針案をまとめました」としています。また、「図書館協議会の意見やパブリック・コメントで広く市民からさまざまな意見をいただき、12月26日の教育委員会において、それらの意見の内容について検討を行い、教育委員会として本方針を決定しました」これは48番の見解になります。

また、ご意見の概要49番～55番の図書館の現状についてのご意見については、代表的なものとして53番の見解ですが、「地区館への指定管理者導入の検証結果を踏まえるとともに、現在の中央図書館における役割を十分考慮する中で、中央図書館への民間活力の導入のあり方についてさまざまな検討を行い、準備期間を設けて指定管理者を導入することにしました」。また、55番の【地区館の指定管理者のスキルの不十分さ】については、「今回のご意見を真摯に受けとめ、指定管理者への今後の指導に生かしてまいりたい」としています。

以上が「議案第2号 『今後の東久留米図書館の運営方針（案）』に係るパブリック・コメントに対する見解について」の補足説明になります。

続いて、報告を行います。報告①「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての東久留米市立図書館協議会の意見と教育委員会の見解（案）」です。図書館協議会からいただいた意見については、12月26日の教育委員会で協議していただいています。パブリック・コメントと同じく、図書館協議会の意見とそれに対する教育委員会への見解という形でまとめているので、こちらを読ませていただきます。

まず、図書館協議会の意見の「1. 現行の図書館運営を適切と考えます」についての教育委員会の見解は、「本年度末をもって市の正規司書職員が全員退職となることを踏まえ、指定管理者を導入して、図書館運営を担いうる経営能力と専門性のある幹部人材をはじめ図書館事業を担う人材を、民間から確保する必要があると考えます。指定管理者の導入によって、中央図書館と三つの地区館を同一の事業者が一体的に運営できるようになります。市は、直営事業と図書館行政とともに、図書館設置者として指定管理者に対するモニタリングと指導を行うことによって、民間活力を活用しつつ行政の責任を果たしてまいります。」

「2. 『今後目指すべき図書館像』が確実に実現されることを望みます」については、

「教育委員会は、市民の教養と文化の向上を図るため、市立図書館を地域の情報拠点として、市民生活、市政、地域づくりに役立つ図書館として運営し、市民が市立図書館において、従来からの図書館サービスに加え、『今後目指すべき図書館像』に掲げた新しい図書館サービスを受けることができるようにすることを図書館運営の基本的な考え方としています。教育委員会は、生涯学習社会の構築のため、児童生徒が人間性豊に成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力をつけ、生涯を通じて学び、支えあうことのできる地域社会を目指してまいります。」

「3. 図書館の選書は市民の文化の根幹であり、公明正大さを求めます」については、「選書と除籍の実務は、実務は指定管理者に委ねる一方、市はその基準を示すとともに、資料購入や除籍に当たり最終確認し、また、定期的に評価を行います。評価に当たっては学識経験者や市民代表を含む外部委員会を設置することを考えております。」

「4. 図書館長や図書館運営の要となる市職員の育成、配置を求めます」については、「指定管理者導入後の市の役割を、直営業務、図書館行政及び指定管理者に対するモニタリングと指導に整理します。市は、これらに必要な管理体制を構築することとしており、このことを通じて図書館の現場を把握するとともに、図書館に関わる施策の立案などの図書館行政を行います。」

「5. 財政効果の少ない運営方法の変更には利点がないと考えます」については、「現行の運営方法で行う場合に比べ運営経費を抑えることができると試算しています。また、市が配置する正規職員を少なくすることができます。また、従来の基礎的サービスに加え、新しい図書館サービスを提供するため、これまでの図書館事業について、教育委員会事務局内に検討組織を設けて検証し、指定管理者に引き継ぐべき業務を精査します。」

「6. 中央図書館のさらなる発展を望みます」については、「地域資料・行政資料関係は、指定管理者導入後も市直営で行います。歴史的公文書の扱いについては、現在市の内部で検討中です。今後目指すべき図書館像を実現するために、指定管理者導入の準備期間中に市直営の体制の下で、子育て世代向け事業、学校支援事業、市民協働事業などを展開し、目指す図書館像の具体化を進めた上で、指定管理者に円滑に引き継ぐようにいたします。」

「7. 市民がつくった図書館を大事に発展させることを望みます」については、「これまでの市民協働の経験や経過を尊重しながら、準備期間を通じて市民協働の新たな形態を準備し、円滑な指定管理者導入を図る考えです。市民協働に対する姿勢や実績を評価して指定管理者を選定します。」

「8. 教育委員会の方針決定にあたっては、市民の意見や専門家の意見を聞き、市民にひらかれた検討過程を経て決定されることを望みます。」については、「図書館協議会の意見を聞くとともに、パブリック・コメントを行って市民の意見を広く求めました。これらの意見の内容を検討し、その上で、教育委員会として図書館運営方針を決定いたしました。」という見解としました。また、この図書館協議会の意見については、補足説明として添付資料が付けられていました。5点の質問形式のコメントがありましたので、それについても合わせてお答えをしています。

1 番の質問の「Q 経費比較の額が現実（実績）から大きくかい離しているのはなぜですか？」については、「新たな図書館運営をどのような運営方法で行ったらよいかを検討するため、開館時間や業務内容について、現状のものではなく新たな図書館運営を想定し、同一

条件で三つの運営方法を比較していること。人件費については、運営方法別に、必要となる市の正規職員と図書館専門員の事務量を積算して所要人員を求め、それに理論上の給与単価を乗じています。理論上の給与単価を用いるのは、実際には配置される職員の年齢等によって給与が大きく異なることになるからです。」としています。図書館協議会の添付資料の中では決算額をお使いになっていましたので、市が試算をする場合にはこういった考え方で行いましたと説明しています。

「Q『指定管理者の見積額』を地区館の指定管理者だけに問い合わせたのはなぜですか?」については、「運営方法の違いによる経費を比較するに当たっては、現在の指定管理者の見積りを用いています。これは、現在の指定管理者が当館の業務を熟知しているため、比較に当たり最も適切な試算が行えると判断したためです。」

めくっていただきまして、3番目「Q 図書館協議会委員から教育委員会との懇談の場を持つように求められ、教育長が教育委員会に諮らずに断ったことについて『法的に問題はない』とする文部科学省への照会文書を配布した件」については、「法的な問題を指摘する発言が多数の傍聴者の前で、公開の教育委員会の中でなされたことから、法的な問題はないとの文部科学省の照会結果を、10月27日の教育委員会に報告しました。」と回答しています。

次の質問「Q 公文書館構想など近い未来に図書館が担う働きについての議論が全くされていないのではないですか?」については、「公文書の管理については、市長部局が所管しています。歴史的公文書の管理のあり方についても、市長部局が中心となり、教育委員会も協力しながら現在検討を行っているところです。このため、運営方針では、新しい図書館運営で解決すべき課題の一つとして、「歴史的公文書保存の検討」を挙げています。」としています。

最後の「Q 『第二次図書館のあり方検討委員会』の報告の検討委員会は教育委員会内の委員会であり、その報告内容を扱うことは『自作自演』ではないか?」については、「検討委員会報告は、民間活力導入の手法として、指定管理者と業務委託の二つを挙げ、『両者とも一長一短があり、どちらを採用するかについて、今後、さらに検討する必要がある』としており、教育委員会はこの提起を受け継ぎ、検討を重ねてこのたびの運営方針をまとめました。」としています。

図書館協議会のご意見とそれに附属したご質問については、このような形でお答えしていくと考えています。

失礼しました。説明が不足していました。協議会の添付資料2番目の質問、「Q『指定管理料の見積額』を地区館の指定管理者だけに問い合わせたのはなぜですか?」についてはもう一つ見解がありまして、「指定管理者を募集する際は、もちろん公募を行います。複数の事業者から提案を受け、競争の中で指定管理者を選定することになります。」とお答えしています。

最後に、請願を受理していますので報告します。請願の1番目です。「『今後の東久留米市運営方針(案)』についてのパブリック・コメントを尊重し、東久留米市中央図書館への指定管理者導入方針の撤回を求める請願」、請願者は「東久留米の図書館を考える会」、平成29年1月10日に受理しています。請願の趣旨は今のタイトルと同じです。2件目は「『今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)』の内容の見直しを求める要望書」、請願

者は「東久留米市立図書館専門員一同」ということで図書館専門員17名全員の方の連名でいただいています。請願の趣旨ですが、「私たち図書館専門員は、現在市の正規職員とともに、東久留米市立図書館の運営を担う立場にあります。今回、教育委員会が公表した「今後の東久留米市図書館の運営方針（案）」において、中央図書館への指定管理者導入が示されたことについて、以下の観点で図書館専門員の立場から懸念を表明し、この方針案の内容の見直しを求めます」ということで、4点についてご意見を付した上での請願をいただいています。こちらが平成29年1月10日に受理しています。議案第1号、議案第2号及び諸報告の①②の説明はこれで終わります。

○直原教育長 最後の請願2件についてはこれまでいただいた請願と同様に、運営方針を決定した後、後日別途審議したいと思います。

ただいま教育部長と図書館長から議案等について説明してもらいました。説明にありましたように、昨年10月27日開催の教育委員会で、今後の図書館運営方針（案）をまとめて公表しています。その後、11月1日～20日、そして12月1日～15日にパブリック・コメントを行うとともに、図書館協議会からご意見をいただきました。12月26日の教育委員会において、それらの意見についてどう考えるのか、それぞれの内容を検討し、考慮し、その際、各委員からさまざまな見解を述べていただいています。当日、尾関委員、細川委員、細田委員と私は基本的には方針（案）を支持し、方針（案）の考え方に立ってパブリック・コメントや図書館協議会の意見に対する見解を述べました。名取委員からは、直営の中央図書館が指定管理者を入れている三つの地区館をコントロールするという現行体制を維持すべきとの立場から、さまざまな見解を述べられています。

本日の議案の中身、つまり方針（案）と見解（案）については図書館長の説明にもありましたように、10月27日の方針（案）を支持する多数委員の見解に沿って作成しています。これは内容的に、方針と見解は一体のものと考えているためです。

この後、採決に入りますが、その前に、前回までの議論と重なる面はあろうかと思いますが、委員お一人ずつご意見を述べていただき、その上で採決に移りたいと思います。それでは順番に尾関委員からお願いします。

○尾関教育委員 前回も申し述べましたが、基本的には、私はこの方針案が市の財政健全経営計画に関する基本方針から出ていると考えますし、それを踏まえるべきではないかと思えます。この中で、財政身の丈の市政運営を掲げ、民間活力の導入による行政サービスの維持向上から図書館の運営方針を見直すという話が出てきていると考えます。効率的で持続可能な管理運営方法確立とあるわけですから、この（案）について賛成したいと思えます。

市の27年度決算については前回も言いましたが、40%を国や都からの歳入に頼っていますし、残高351億円の借入れもあるということです。教育委員会では、教員の人件費は都の負担ですが、校舎設備は市が行わなければならないということです。もちろん補助金の交付はありますが、それだけではスタートしません。小・中学校のトイレの洋式化も未だ、という現状を考えるべきではないかと思えます。

こうした状況の中で、「財政健全経営計画実行プランにある中期的視野に立った図書館運営」と言われているわけですから、効率的で持続可能な管理運営方法の確立が必要だと思えます。特に、図書館長の説明にもありましたが、正規司書職員が全員退職する、現行体制を維持し続けるのは困難な状況であることが言われています。「正職員の減により総コストは

削減される」と新しい案では言われています。そのことは経費削減はなっていないのではないかという意見が前回もありましたが、正職員を雇用すると年間給与の1.5倍から2倍の支出があるのは自明の理であります。この中で指定管理者を導入すると正職員が半減するわけですから、書かれている以上の経費削減効果があるのではないかと思います。

また、民間活力を導入すると、サービス低下や図書館の運営ができなくなるという意見もありましたが、図書館長の説明にもありましたように、公立図書館の3,000余館のうち500館以上で指定管理者制度が入っています。東久留米市では地区館全てに指定管理者を入れていますし、小・中学校全校の学校司書も指定管理者会社への業務委託であります。地区館については、利用者満足度調査においても、接遇や調べ物相談において高い満足度になっているということでもあります。民間企業に任せると文化的サービスが維持できないということには反対したいと思います。

情報管理については民間でも役所でも失策は起こりますが、民間企業ではCSR上、社会的責任から企業の存亡にかかわることになります。サービス向上、企業収益を上げる民間企業は当然であります。その中で創意工夫がなされてサービス向上を図っていくこと、税金の効率的運用という点では民間活力に任せるべきではないかと思います。限りある予算の中で効率的に図書館を運営して、新しい図書館サービスを導入していくことが必要だと思います。

図書館の今後目指すべき図書館像の中でいずれも重要なものですが、特に、子ども読書活動の中軸となる図書館が挙げられています。それに対して、新しい役割を果たすためにICT技術やサービス供給体制を柔軟に変更する力、それが民間活力だとされており、私は賛成であります。中央図書館と地区館、小・中学校の図書館司書が連携して、児童・生徒に読書を促し、体系的に国語力を向上させる方策が必要なのではないかと考えています。

それから、29年度から30年度の間に業務委託拡大を準備するとともに、現行の図書館サービスについて検証して、指定管理者に引き継ぐべき業務の精査を始めるとなっていますが、そこをモニタリングの制度も含めてしっかりやっていただきたいと思います。業務要求水準書をつくらなければならないとありますので、今後目指すべき図書館像として6項目挙げられています。その点を重要視して、きちんと着々と準備してもらいたいと思います。そういう理由で、図書館運営方針（案）について賛成したいと思います。

○直原教育長 次に、名取委員をお願いします。

○名取教育委員 「議案第1号 『今後の東久留米市図書館の運営方針』について」は、昨年3月に出されました「第二次東久留米市図書館のあり方に関する検討委員会報告」に端を発しています。東久留米市では、既に三つの分館が指定管理に移行しており、今回は行革の観点から中央図書館について、最初に業務委託拡大、次に指定管理者と2案が掲げられています。それぞれの長所と短所が記載されていました。この業務委託拡大か指定管理者に行くのか、どちらに進むかは教育委員会で決めると言われました。ところが、教育委員会ではまだ公式の場で議論をしていなかった昨年7月8日、図書館協議会に出席された教育長が私見とお断りになりましたけれども、指定管理者制度導入を強く打ち出されました。これを伺いまして、7月15日に教育委員会定例会があり、そこで私から「教育委員は図書館について素人なので、図書館協議会委員から話を聞きたいことと、それから図書館を視察させてください」というお願いをしました。図書館協議会の委員との意見交換については教育長から拒

否されましたが、図書館の視察は実施してくださいました。暑い夏の間でしたけれども、市内の全ての分館と中央図書館、そして、直営の小平市中央図書館と指定管理者の中央館である千代田図書館を視察させていただきました。東久留米市の全ての図書館を視察し、いろいろと説明を聞くことができて大変有意義でしたし、小平市と千代田図書館はそれぞれ教育長と行政の責任者、中央図書館長が時間とってください、多くの質問に真摯に答えてくださいましたので、それぞれの実情がよく分かりました。

小平市は当市と同様に昭和50年代から司書職を採用していません。行政職の方が館長となっております。当市の図書館条例でも館長は司書に限られていませんから、この方法は、当市でも無理なく採用できるのではないかと思います。千代田図書館は指定管理者を導入して有名な図書館ですが、10年を経過して区の職員には図書館業務に精通した者がおらず、図書館の苦情は区に来るのですが、それは区では処理ができませんから指定業者にそのまま渡すだけだという話を伺いました。もし、東久留米市が一たび中央館を指定管理者にしたら、厳しい行革を進めている本市において、図書館業務に精通した優秀な人材を、指定業者を監督するためにずっとずっと置き続けるということはかなり難しいのではないかと考えました。それに、千代田図書館はコストもどんどん億単位で上がっているというお話を伺いまして、指定管理業務者が安いわけではないと思いました。考えてみたら営利企業なのですから、ある意味当然なのかなと思いましたが、そういうことを知りました。そういうわけで、東久留米市中央図書館は業務委託を拡大する、検討委員会においてA（案）というわけです。それはオーケーなのですが、今の段階で指定管理者制度に移行するのは問題があるのではないかと考えるに至りました。

尾関委員も言及されましたが、そもそも今回の行革の根拠となっている「（東久留米市財政健全経営計画実行プラン）」と括弧書きですが、これは平成28年度中に、ということは今年の3月末までですが、第二次あり方検討委員会の報告を受け、教育委員会としての方向性を決定としていますから、図書館のあり方検討委員会が提示した業務委託拡大か指定管理者制度、その2択です。その一つを今年度中に判断すれば教育委員会の任務を果たすことができると考えています。ですから、私は業務委託拡大で（案）が示されることを実は期待していたのです。

ところが、10月27日の第8回臨時会で、本市の中央図書館については業務委託を拡大するとともに、3年後に指定管理者に移行する、つまり2択ではなくて2者を合わせた案が今後の東久留米市図書館の運営方針（案）としてパブリック・コメントにかけられることになりました。このときには、要するに業務委託拡大という、検討委員会ではトップに掲げられた選択肢は消えていたのです。12月1日の定例会では、11月分のパブリック・コメントが多数寄せられました。そして12月26日の臨時会で市の内外から計379件のパブリック・コメントが寄せられ、中央図書館を指定管理者にすることに賛成はわずか7件、9.7%がそれに対して反対だったのです。図書館協議会は指定管理者制度に反対しておられます。今回の問題点は民間反対ではなくて、中央図書館に指定管理者を導入することの是非です。12月26日の教育委員会では、残念ながら中央図書館に指定管理者を導入することについて多くの心配や反対に対して十分に説明がされていなかったと思います。そして今日を迎えているわけですが、業務委託拡大プラス指定管理者制度への移行という基調は変わっておりません。私は長年、国で行政官をしていましたが、行政官は常に複数のシナリオを持つ

こと、状況に応じて適切なシナリオを選ぶということが求められていました。つまり行政には柔軟性が求められるということです。

この図書館行革の問題における新たな状況とは、私見ですが、一つ目は市民のパブリック・コメントと図書館協議会の意見。二つ目は昨年11月25日に総務大臣が図書館民営化をトップランナー方式から外したことです。いずれも看過できない重要な流れです。こういう場合は、そもそもの出発点に立ち戻って考えてみるのが有効だと思います。そもそも「第二次あり方検討委員会報告」は業務委託拡大をメインにして指定管理者をサブにして提案をしており、どちらかを選択すれば教育委員会の任務を果たせるというのが道理だと思います。ご存じのとおり教育委員会は、文部科学省のホームページにも「住民の意向を踏まえる」と明記されています。ですから市民の声を真摯に聞く必要があると考えます。今回は市の歴史に残るほどの大量の市民の声が私たちに届けられましたが、市民の多くは委託業務拡大には反対しておられない。その97%が心配し反対しておられるのは中央館の指定管理者移行なのです。ですから、今回は指定管理者については保留にして当初のトップの案、すなわち業務委託拡大について、ひとまずここで決定するのが無理のない方法のように思います。つまり、方針（案）の8ページの「2 指定管理者の導入」から12ページまでを抜かせばいいのです。そうしたら私はすぐに賛成の手を上げることができます。でも、もしさらに指定管理者への移行までを決定したいということであれば、その理由について十分に根拠のある説明をいただく必要があると思います。そして、その説明に多くの市民がすくと納得したことを確認した上で決めたいかがでしょうか。平成28年度中に決めればよいと書かれているではありませんか。以上です。

○直原教育長 次に細川委員、お願いします。

○細川教育委員 パブリック・コメントで選書と除籍についてたくさんのご意見をいただきました。図書館の「芯」の部分にかかわる業務なので、関心が深いのだろうと強く感じました。「選書」は、週単位で多数の新刊図書などの中からどれを購入するかを判断する作業となります。毎週のその積み重ねの結果として図書館の蔵書ができ上がってくるわけですから、とても重要だと私は思います。これまでは市の正規の司書職員が中心となってきましたが、正規の司書職員が全員退職し、そしてそれ以降は指定管理者を導入して、指定管理者が必要な専門的な人材を確保するようにしようというのがこの運営方針の考え方です。企業の持っている組織的な情報収集の力や高い専門性を生かすことができると、私は思います。ただし、選書と除籍を指定管理者に丸投げするということではなく、運営方針にあるように、市がその基準を明確に示すことが必要です。

また、実際に適正に行われているかどうか、定期的に年に3回なり、4回なり評価をして確認をしていかなければいけないと私は思います。実務は委ねるけれども、市が責任をもって基準を示し、結果についても責任をとり得る仕組みをつくるのが大切だと思います。また、市民協働についてもご意見が多かったです。東久留米市立の図書館がこれまでにずっと多くの市民の方々の協力を得て運営されてきたからだと感じています。そうした市民協働のこれまでの経験を尊重し、指定管理者を導入して以降も、そのよい伝統というものを引き継いでいかなければいけないと考えています。

目指す図書館像を実現する上でも、市民協働は重要なポイントだと思います。ですから指定管理者の選定に当たっても、市民協働に対する応募者の提案内容は判断の重要な要素の一

つにしていくべきだと思います。既に指定管理者が入っている地区館でも、指定管理者が地域の方々や団体との協働事業の取り組みを始めています。こうした流れを今後一層強めていく必要があると思います。運営方針にあるように準備期間の中で市民協働の新しい形をつくり、それをスムーズに指定管理者に引き継ぐようにしたいと考えています。また、さらに、指定管理者による子育て世代向けの新規事業などが実現していけば、今まで余り図書館に足を運ばなかった人たちも利用するようになって、図書館が地域の活性化に貢献していけるのではないかと期待しています。

請願についてですが、追加として、今日の方針決定の後、後日これまでのものと併せて審議することになっていますが、先ほど報告のあった請願の一つを読みますと、前回の教育委員会での私の発言に関しての記述と思われる部分がありました。誤解があると困りますので、一言申し上げておきたいと思います。

12月26日の教育委員会で、「私はパブリック・コメントに対して、その意見をたくさん寄せてくださった方は東久留米市民の一部だと思っております」と述べました。そして、「そのご意見も参考にしながら、それ以外にもさまざまな市民の方から直接意見を聞いている」という発言をしました。請願は「一部の方」という発言の部分を取り上げて「パブリック・コメント制度を否定している」と見なしているようですが、そういうことはありません。パブリック・コメントで出された意見は一つ一つ読んで、その内容について検討し、考慮した上で私の見解を述べさせていただいています。そして、ほかにもさまざまな意見があることを申し上げました。パブリック・コメントは行政施策の決定に当たって、市民の皆様の意見を伺い、的確に施策に反映するとともに説明責任を果たす重要な方策の一つであることは十分に認識しています。そしてこの制度の趣旨に基づいて対応していますということを申し上げます。

○直原教育長 細田委員、お願いします。

○細田教育委員 方針（案）をまとめるまでのプロセスについて、私は昨年度の3月に「第二次図書館のあり方に関する検討委員会報告」が出されてから、中央図書館をこれからどう運営したらよいのかずっと考えてきました。昨年度、本市の中央図書館は子ども読書の活動で文部科学大臣から表彰を受けるなど頑張りが高く評価されています。よくやっていると思っています。でも、これから将来のことを考えるとどうなのか、このままでいいのか。今年度末で正規司書職員が全員退職となってからも、よい図書館であり続けるためにはどうしたらいいのか。もちろん市の財政状態も考えなくてははいけません。昨年夏には、指定管理者を入れている千代田区立千代田図書館と、自前で頑張っている小平市の図書館を見学させていただきました。それぞれ館長さんや教育委員会の教育長からお話をお伺いしました。われわれの中でも意見を交わしました。10月に方針（案）をまとめてからパブリック・コメントを行い、市民の方々から出された意見一つ一つ読ませていただきました。図書館協議会の意見も読ませていただきました。さまざまなご意見をいただき、その内容を検討しましたけれども、現実的に考えれば指定管理者を導入しないわけにはいかないだろうというのが私の結論です。でもすぐということではなく、準備期間を設けて、その間にしっかり準備をした上で指定管理者に業務を引き継いでいくのがよいだろうと考えました。

もう1点、行政の責任について触れたいと思います。いただいたご意見の中に行政の責任を問うものが幾つかありました。私もこの間、市の役割や行政の責任、さらには公務員にや

ってもらわなければいけない仕事とは何なのだろうと考えてきました。一般論で言うのは難しいと思いますが、図書館運営について言えば、市民の皆さんが図書館で必要な本を読む、資料を探す、交流の場にもなる、そういったよい図書館サービスを受けられるようにすることが行政の責任であって、自ら運営するのかどうかは別問題だということです。図書館運営の実務は指定管理者を入れて民間の創意工夫を生かせるようにし、行政は図書館運営がしっかりできているかモニタリングし、必要な指導を行う。運営方針はそういう考え方に立っています。私の意見は以上です。

○直原教育長 ありがとうございます。前回に続いて、名取委員からは指定管理者を導入することについては反対だというご発言がありました。幾つか理由が述べられていましたが、ご意見についての私自身の考えは、この方針と見解に述べられていると考えています。1点、今、細田委員からもお話がありましたが、パブリック・コメントを行い、大勢の方から論点についてさまざま角度からご意見をいただき、もちろん教育委員の皆さんもそうですけれども、私自身もう一度どういう運営方法がいいのだろうかと考えました。私自身考えたことは基本的にこの今日の見解に網羅されていると思いますが、幾つかありましたご意見の中に、パブリック・コメントの意見が反映されていないのではないかとというものも多数ありましたが、私としてはほかの委員もおっしゃっていましたが、出された意見に私どもとしてはしっかりと向き合っただけで見解をまとめたと考えています。

準備期間を終えて指定管理者を導入する、入れるという考え方の根拠については方針の9ページに列挙されているとおりでして、市の財政状況を考える、そして正規司書職員が全員退職になる、そういう状況のもとで今後安定的により図書館であり続けるためには民間の活力を最大限活用していくと、その中で市としての責任を果たせる体制をつくっていくことが必要だろうと私自身は考えています。

(傍聴席から声あり) 発言は認めていません。認めておりません。傍聴の方の発言はご遠慮願います。発言を控えてください。傍聴の方には発言を認めていません。

それでは、順番に採決に移らせていただきます。先ず「議案第1号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針』について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、議案第1号は承認することに決しました。

次に「議案第2号 「今後の東久留米市立図書館の運営について(案)」に係るパブリック・コメントに対する見解について」を採決します。

本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、議案第2号は承認することに決しました。

ついては、議案第1号及び議案第2号及び報告事項①の「(案)」の文字は、ここではずさせていただきます。

請願については、先ほど申し上げましたように、本日の決定を踏まえまして図書館関係のこれまでにいただいている請願とともに、回答については次回以降、お諮りしたいと思います。

◎諸報告

○直原教育長 続いて、そのほかの報告事項に入ります。生涯学習課長、お願いします。

○市澤生涯学習課長 今年1月9日に行われました「成人の日のつどい」について報告します。

平成29年1月9日に行われました成人の日ですが、式典1回目は久留米中、西中、南中の地域の方たちに参加していただきました。10時半から生涯学習センターで行われ、該当者数は男性293人、女性307人の合計600人で、参加者は男性197人、女性190人、合計387人でした。参加率では男性67.2%、女性61.9%、合計64.5%でした。2回目は13時30分から、東中学校、大門中、下里中、中央中の地域の方たちに参加していただきました。該当者は男性292人、女性278人の合計570人で、参加者は男性197人、女性185人、合計382人でした。参加率は男性67.5%、女性66.5%、合計67%でした。合計すると男性該当者585人、女性585人と同数で、合計1,170人となっており、参加者は男性394人、女性375人、合計769人。参加率は男性67.4%、女性64.1%、合計65.7%でした。

○直原教育長 この件についてご質問等がありますか。よろしいですか。

そのほかご質問、ご意見はありますか。事務局からは何かほかにありますか。

○師岡教育長部長 特にありません。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして、平成29年第1回教育委員会定例会を終了します。

(閉会 午後3時40分)

東久留米市教育委員会会議規則第 28 条の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 3 月 1 日

教 育 長 直 原 裕 (自 署)

署名委員 細 川 雅 代 (自 署)